

平成29年11月21日  
災害対策課

## 三重県広域受援計画（仮称）素案について

南海トラフ地震等により甚大な被害の発生が予想される本県としては、発災後、迅速かつ的確に応急対策活動を実施するとともに、国、他県、関係機関等の応援を円滑に受入れ、効果的な被災者支援につなげる事が重要です。

このため、緊急輸送ルートや活動拠点、様々な受援活動等を整理した「三重県広域受援計画（仮称）」を本年度末に策定することとしており、市町や関係機関との検討などを経て、このたび、現在の策定状況を「素案」としてとりまとめを行いました。

### 1 三重県広域受援計画（仮称）素案の構成等

#### （1）構成

- 第1章 総則
- 第2章 緊急輸送ルートに関する計画
- 第3章 救助・救急、消火活動に関する計画
- 第4章 医療活動に関する計画
- 第5章 物資調達に関する計画
- 第6章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画
- 第7章 ボランティアの受入れに関する計画
- 第8章 高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画
- 第9章 自治体応援職員の受入れに関する計画

#### （2）計画の適用

- ①国のプッシュ型支援等が開始される判断基準（あらかじめ定めた地域において、震度6強以上の地震の発生、または、大津波警報の発表）を満たした場合
- ②県内で大規模災害が発生し、広域応援を要請する必要がある場合

### 2 各分野について

#### （1）緊急輸送ルートに関する計画

##### ①要旨

被害が甚大な地域へ到達するためのルートの確保は、あらゆる災害応急対策活動の基礎であることから、全国からの人員・物資・燃料の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、緊急輸送ルートを事前に定めるとともに、道路の被災状況の収集・共有や道路啓開方針の決定などの対応について定めています。

## ②活動期間

災害発生後おおむね1週間

### 【目的地別の緊急輸送ルートの啓開目標】

用途	目的地（拠点）	啓開目標
災害対策拠点	県・市町災害対策本部	おおむね1～2日以内
医療活動拠点	災害拠点病院、SCU	おおむね1～2日以内
救助活動拠点	救助活動拠点	おおむね1～3日以内
物資拠点	広域物資輸送拠点 （県物資拠点）	おおむね1～2日以内
	地域内輸送拠点 （市町物資拠点）	おおむね1～3日以内
燃料供給拠点	製油所	おおむね1～3日以内
航路による輸送拠点	海上輸送拠点（港湾）及び 地域防災計画に位置づけら れた漁港	おおむね1～7日以内

※啓開目標は、国の具体計画の「南海トラフ地震における各活動の想定されるタイムライン（イメージ）」、「中部版くしの歯作戦（道路啓開オペレーション計画）」を参考に設定。

## ③関係機関

《各拠点（海上輸送拠点等を含む）へのルート確保に関する関係機関》

### 【指揮または調整を行う機関】

県災害対策本部社会基盤対策部隊、市町災害対策本部、国緊急災害対策本部、国土交通省中部地方整備局

### 【緊急輸送ルートの啓開活動を行う機関】

道路管理者（国、県、市町）、自衛隊、国土交通省TEC-FORCE

### 【緊急交通路の指定及び交通規制を実施する機関】

県公安委員会、県警察災害警備本部

## ④活動内容

### ア 緊急輸送ルートの啓開活動

県社会基盤対策部隊は、優先的に道路啓開を実施するルートを決定制し、速やかに道路管理者に啓開を要請します。

啓開活動については、状況に応じて、自衛隊、国土交通省 TEC-FORCE へ応援要請を行い実施します。

## ⑤今後の検討課題等

現在、目的地までの緊急輸送ルートの設定の検討をしています。

今後は、迂回の可能性をふまえ、代替ルートの設定も検討します。

## (2) 救助・救急、消火活動に関する計画

### ①要旨

国は、被害が甚大と見込まれる地域に対して、自衛隊の災害派遣部隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊及び国土交通省 TEC-FORCE（以下「広域応援部隊」という。）を派遣します。

このため、人命救助に重要な 72 時間を考慮し、一刻も早い広域応援部隊による救助・救急、消火活動のため広域応援部隊が利用する救助活動拠点を定めるとともに、受援調整等の対応について定めています。

### ②活動期間

主に災害発生後 72 時間までの人命救助

災害発生後 2 週間までの生活支援（自衛隊による入浴、給食、給水など）

### ③関係機関

#### 【指揮または調整を行う機関】

県災害対策本部総括部隊救助班、市町災害対策本部、国緊急災害対策本部、施設管理者（救助活動拠点とする公園等の管理者）、救助機関の連絡員（リエゾン）

#### 【救助・救急、消火活動を行う機関】

##### （県内で活動する機関）

自衛隊、消防機関、警察、海上保安庁

##### （県外から派遣される広域応援部隊）

自衛隊の災害派遣部隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、国土交通省 TEC-FORCE

### ④活動内容

#### ア 受入れ調整

県総括部隊救助班は、救助活動拠点や道路啓開に関する情報を県内の救助機関に伝達し、これを受けた各救助機関は、広域応援部隊を救助活動拠点へ誘導します。

また、施設管理者は、拠点の利用準備を行い、受入れ体制を整えます。

#### イ 支援活動及び調整

県総括部隊救助班は、救助要請の情報、火災発生の情報等を収集し救助機関と共有するとともに、広域応援部隊の活動の調整を行います。

また、あわせて救助機関の航空部隊の活動調整を行います。

### ⑤今後の検討課題等

県の広域防災拠点について、広域応援部隊が情報共有等を行う場所としての活用を検討します。

### (3) 医療活動に関する計画

#### ①要旨

多数の負傷者の発生や医療機関の被災により、医療ニーズが増大し、被災地内の医療資源だけでは対応できない事態が想定されるため、国は、DMAT（災害派遣医療チーム）をはじめとする医療チームの派遣と広域医療搬送を行います。

このため、医療活動の拠点として、災害拠点病院、SCUを定めるとともに、全国から派遣される保健医療チームの受入れと活動調整に係る対応や、広域医療搬送等への対応などについて定めています。

#### ②活動期間

災害発生後1週間～1ヵ月以上

#### ③関係機関

##### 【指揮または調整を行う機関】

県災害医療本部、DMAT調整本部、DPAT調整本部、保健所等、市町災害対策本部、国緊急災害対策本部、厚生労働省、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、保健医療チームのリエゾン

##### 【被災地で保健医療活動を行う機関（保健医療チーム）】

###### （災害拠点病院を活動場所とするチーム）

DMAT（災害派遣医療チーム）

###### （医療救護所等を活動場所とするチーム）

JMAT（日本医師会災害医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、日本赤十字社救護班、歯科医師会医療救護班、災害支援ナース、支援薬剤師

###### （保健所等を活動場所とするチーム）

DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）、保健師派遣チーム

###### （避難所を活動場所とするチーム）

JDA-DAT（日本栄養士会災害支援チーム）

#### ④活動内容

##### ア 受入れ調整

県災害医療本部は、災害拠点病院や地域の医療機関の被害状況を共有するとともに、災害医療コーディネーター、統括DMAT、DPAT統括者と連携して保健医療チームの受入れと調整を行います。

##### イ 支援活動及び調整

県災害医療本部は、災害医療コーディネーターをはじめとする関係機関と連携し、避難所等の保健医療ニーズに対応するとともに、重症患者についてSCUを活用し、広域医療搬送または地域医療搬送を行います。

#### ⑤今後の検討課題等

国等において検討が進められているDHEAT、災害時小児周産期リエゾンについて情報収集を行い、派遣要請の流れや活動場所などを整理します。

#### (4) 物資調達に関する計画

##### ①要旨

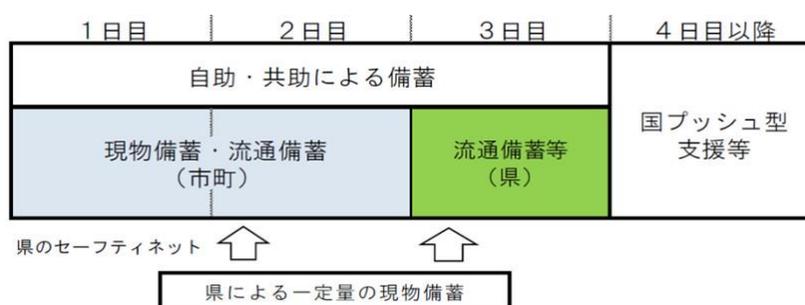
国は、県の要請を待たずにあらかじめ定めた計画に基づき、広域物資輸送拠点（県物資拠点）まで搬送するプッシュ型支援を実施します。

このため、広域物資輸送拠点及び地域内輸送拠点（市町物資拠点）や国のプッシュ型支援物資の市町配分計画を定めるとともに、民間の物流専門家の協力を得て実施する受援活動のほか、国のプッシュ型支援物資が届くまでの災害発生後3日間の対応や、応急給水にかかる受援活動について定めています。

##### ②活動期間

国のプッシュ型支援が行われる間（災害発生後3日目までを含む）

##### 《参考》物資調達の考え方



##### ③関係機関

###### 【指揮または調整を行う機関】

県災害対策本部救援物資部隊、県地方災害対策部救援物資担当、市町災害対策本部、国緊急災害対策本部、国土交通省中部運輸局

###### 【物資支援活動を行う協定締結機関】

三重県トラック協会、赤帽三重県軽自動車運送協同組合、東海倉庫協会

###### 【流通備蓄の支援を行う協定締結機関】

3日目の流通備蓄の配送を担う流通事業者（スーパー、コンビニ等）

##### ④活動内容

###### ア 受入れ調整

県救援物資部隊は、広域物資輸送拠点の被害状況や道路啓開情報の収集をした上で、人員と資機材を確保し、県トラック協会や東海倉庫協会等からの物流専門家の派遣協力も得て、発災後4日目以降に国から届く支援物資の受入れと仕分けを行います。

###### イ 支援活動及び調整

国からの支援物資を地域内輸送拠点に配送します。また、発災後3日間は、市町の公的備蓄で対応するほか、県の協定締結企業の流通備

蓄を市町へ配送します。なお、孤立地域が発生した場合には、県が備蓄するセーフティネット備蓄による物資支援を行います。

#### ⑤今後の検討課題等

広域物資輸送拠点の代替施設としての民間物資拠点の確保と、広域物資輸送拠点への物流専門家の派遣に係る詳細について民間物流事業者と調整しています。

### (5) 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画

#### ①要旨

##### 《燃料供給》

国は、大規模災害の発生により多くの製油所等が被災する状況にあっても、石油精製業者等の系列供給網を基本として、災害応急対策活動に従事する車両への燃料や、災害対策本部設置の庁舎及び災害拠点病院などの重要施設の業務継続に必要な燃料を確保し優先的に供給します。

このため、国や三重県石油商業組合への燃料供給の要請手順などについて定めています。

##### 《電力・ガスの臨時供給に関する計画》

国は、電気事業者、ガス事業者が災害応急対策活動を実施するため、これらの関係機関と相互協力を行う供給体制を構築し、必要な電力及びガスを、電源車・ガス供給車（移動式ガス発生設備）により重要施設へ臨時供給します。

このため、国や事業者への電力・ガス供給の要請手順などについて定めています。

#### ②活動期間

災害発生後おおむね4週間～8週間

#### ③関係機関

##### 《燃料供給》

###### 【指揮または調整を行う機関】

県災害対策本部総括部隊総括班（燃料・電力・ガス担当）、市町災害対策本部、国緊急災害対策本部、資源エネルギー庁、石油連盟、全国石油商業組合連合会

###### 【燃料供給活動を行う機関】

三重県石油商業組合、中核給油所（中核SS）、小口燃料配送拠点

##### 《電力・ガスの臨時供給》

###### 【指揮または調整を行う機関】

県災害対策本部総括部隊総括班（燃料・電力・ガス担当）、市町災害対策本部、国緊急災害対策本部、経済産業省

#### 【電力の臨時供給を行う機関】

一般送配電事業者

#### 【ガスの臨時供給を行う機関】

一般ガス導管事業者、三重県LPガス協会

### ④活動内容

#### ア 県内での対応

##### 《燃料供給》

災害応急対策活動に従事する車両に対しては、中核給油所から優先的な供給が行われるよう、県石油商業組合と燃料在庫等の情報共有を行い、車両の関係機関に情報提供を行います。

また、災害対策本部設置の庁舎及び災害拠点病院などの重要施設に対しては、小口燃料配送拠点から優先的な供給が行われるよう、県石油商業組合へ要請を行います。

##### 《電力・ガスの臨時供給》

電力・ガスの臨時供給のニーズ調査を行うとともに、電力については、県内一般送配電事業者、ガスについては、県内一般ガス導管事業者や県LPガス協会へ臨時供給の要請を行います。

#### イ 国への要請

##### 《燃料供給、電力・ガスの臨時供給》

県内での対応による燃料供給、電力・ガスの臨時供給が困難な場合、国の緊急災害対策本部に要請を行います。

### ⑤今後の検討課題等

県石油商業組合、石油連盟、電力事業者、ガス事業者等とともに、要請や受入れの手順について確認しています。

## (6) ボランティアの受入れに関する計画

### ①要旨

大規模災害発生時において、高齢者、障がい者、外国人はもとより、支援を必要とする被災者の多様なニーズにきめ細かく対応するため、多分野のボランティア・NPOが、日頃の専門的知識やノウハウを生かした支援活動を行う必要があります。

このため、NPO・県社会福祉協議会・県等が協働で設置・運営を行う「みえ災害ボランティア支援センター」の活動内容や、市町における受入れの考え方、ボランティアの種類・活動内容を整理しています。

### ②活動期間

災害発生直後から「みえ災害ボランティア支援センター」が閉鎖されるまで

### ③関係機関

#### 【ボランティアの受入れ・調整を行う機関】

県災害対策本部被災者支援部隊ボランティア班、市町災害対策本部、みえ災害ボランティア支援センター、現地災害ボランティアセンター

#### 【災害支援活動の支援を行う主な関係機関】

県域の専門分野系中間支援組織、県外の間接支援型支援者、資金助成・資機材提供型の支援者

### ④活動内容

#### ア ボランティアの受入れ

県被災者支援部隊ボランティア班と「みえ災害ボランティア支援センター」は連携して、災害支援活動を行う様々な団体と情報共有、連絡調整を行うための「協働プラットフォーム」を構築し、県域の後方支援拠点として、ボランティア・NPOがより被災者のニーズに沿った支援を行えるよう受入れ体制を整備します。

#### イ 支援活動及び調整

県被災者支援部隊ボランティア班と「みえ災害ボランティア支援センター」は、県外の間接支援型支援者と協働で、現地災害ボランティアセンターの設置・運営にかかる支援や、県内外への情報発信、関係機関との連絡・調整等、災害ボランティア活動への支援を行います。

### ⑤今後の検討課題等

災害支援活動を行う団体の支援を専門とする全国レベルのNPO等(JVOAD、全国社会福祉協議会等)と実施した意見交換をふまえ、ボランティアの受入れにかかる県災害対策本部、みえ災害ボランティア支援センターの活動について整理します。

## (7) 高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画

### ①要旨

国は、被災県や全国の自治体及び福祉サービス事業者団体と連携し、広域的な介護職員等（訪問介護員、介護支援専門員、社会福祉士、介護福祉士、看護師、言語聴覚士等）の応援派遣の調整を行います。

こうした介護職員等を円滑に受入れ、高齢者や障がい者等の支援につなげるため、被災施設からの派遣ニーズの把握や、国及び県社会福祉協議会への応援要請などの活動について定めています。

### ②活動期間

災害発生直後～（災害規模により活動期間変動）

### ③関係機関

#### 【指揮または調整を行う機関】

県災害対策本部被災者支援部隊避難者支援班、市町災害対策本部、厚生労働省、県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会

#### 【介護職員等の派遣調整を行う関係団体】

三重県老人福祉施設協会、三重県身体障害者福祉施設協議会  
三重県聴覚障害者協会 など

### ④活動内容

#### ア 介護職員等の受入れ

県被災者支援部隊避難者支援班は、被災した社会福祉施設の派遣希望職員のニーズを把握し、国と県社会福祉協議会に情報提供するとともに応援要請を行います。

また、国と県社会福祉協議会における介護職員等のマッチングなどの調整を行います。

### ⑤今後の検討課題等

介護職員等の派遣調整について、国から情報収集するとともに、県内の福祉サービス事業者団体と共有の上、受入れ等の手順を整理します。

## (8) 自治体応援職員の受入れに関する計画

### ①要旨

大規模災害時に発生する膨大な災害対応業務を県及び市町の人的資源のみで実施することは極めて困難であるため、他の自治体からの広域的な応援が必要となります。

こうした自治体応援職員を円滑に受入れるために必要な災害対策本部の体制を定めるとともに、被災建築物応急危険度判定士やスクールカウンセラーなどの主な専門職種職員の活動期間・要請の流れや、自治体応援職員が従事する業務内容を整理しています。

### ②活動期間

災害発生直後～（災害規模により活動期間変動）

### ③関係機関

#### 【自治体応援職員を受入れる機関】

県災害対策本部総括部隊応援・受援班及び各部隊情報収集・分析班、市町災害対策本部

#### 【自治体応援職員の派遣調整を行う機関】

全国知事会、中部ブロック知事会幹事県

#### 【自治体応援職員の派遣を行う機関】

対口支援団体

#### ④活動内容

##### ア 自治体応援職員の受入れ

「応援・受援班」は、被災市町からの人的支援の要請と、他の自治体からの人的支援の申し出を基に、配置調整を行います。

また、自治体応援職員の活動に必要な情報（宿泊所、緊急輸送ルート上の被害状況・啓開状況、給油所等）の提供や、会議室等の作業スペース等の確保を行います。

##### イ 受援状況の進行管理

「応援・受援班」は、自治体応援職員の受入れ数、被災市町からの人的支援の要請情報に対する過不足、自治体応援職員の配置調整等の受援状況の進行管理を行うため、受援調整会議を開催します。

#### ⑤今後の検討課題等

自治体応援職員が従事する県及び市町の業務について、熊本地震時の実績などを参考に、県内市町、県関係部局の意見を聞きながら整理しています。

### 3 市町の受援体制の整備にかかる支援

#### (1) 広域受援計画への反映

本計画では、各分野の市町の受援業務についても整理し、県と一体となった市町の受援対応につなげます。

#### (2) 市町との検討

物資調達（地域内輸送拠点での受入れから避難所への配送）、自治体応援職員の受入れ、ボランティアの受入れについて、モデル市町と検討し、県内市町への水平展開を図ります。

#### 【計画策定にかかるスケジュール】

- 11月16日 三重県防災・減災対策検討会議（有識者会議）
  - ・素案について意見交換
- 11月21日 三重県防災対策会議（部長級会議）
  - ・素案について情報共有
- 12月12日 三重県議会防災県土整備企業常任委員会
  - ・素案について説明
- 2月下旬 三重県防災・減災対策検討会議（有識者会議）
  - ・最終案について意見交換
- 3月中旬 三重県議会防災県土整備企業常任委員会
  - ・最終案について説明
- 三重県防災対策会議（部長級会議）
  - ・最終案の決定